

## 新宮町立学校学習用通信機器貸与要綱

### (目的)

第1条 この告示は、家庭学習を進めるに当たり、新宮町立学校（以下「学校」という。）に在籍する児童及び生徒に対し、学習用通信機器の貸与を受ける際の必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この告示において「学習用通信機器」とは、新宮町教育委員会（以下「町教委」という。）が所有しているモバイルルーターであって、家庭学習に必要な設定を講じたものをいう。

### (貸与物品)

第3条 貸与を行う物品（以下「貸与物品」という。）は、学習通信機器及び付属品とする。

### (貸与対象者)

第4条 貸与物品の貸与を受けられる者は、学校に在籍し、家庭に有線及び無線によるインターネット環境のない児童及び生徒とする。

### (事務)

第5条 町教委は、児童又は生徒の在籍する学校を通じて、貸与物品を貸し出すこととし、児童又は生徒への貸与に関する事務を行うものとする。

2 町教委は、学習用通信機器借受申請書（様式第1号）の提出があった場合は、学習用通信機器貸与契約書（様式第2号。以下「契約書」という。）により児童又は生徒及びその保護者と契約を締結する。

3 契約締結後に、町教委は貸与物品を児童又は生徒の保護者に貸与する。

### (貸与期間)

第6条 貸与物品の貸与期間は、契約書で定めた期間とする。

2 貸与期間終了日は、原則、当該年度末までとするが、児童又は生徒の保護者より申し入れがなければ自動的に貸与期間を1年延長することとし、中学校の最終学年度末までを限度とする。

3 町教委は、貸与物品を借り受けた児童又は生徒（以下「借受者」という。）が契約書で定める利用条件に違反した場合又は町教委が必要と認める場合は、第1項の規定に関わらず、学習用通信機器返却命令通知書（様式第3号）により、借受者に貸与物品の返却を命じることができ、町教委から貸与物品の返却を命じられた借受者は、速やかに貸与物品を返却しなければならない。

### (貸与料)

第7条 貸与物品の貸与料は無料とする。

(管理)

第8条 町教委は、貸与状況を明らかにするために、学習用通信機器貸与台帳（様式第4号。以下「貸与台帳」という。）を備え、貸与物品を管理しなければならない。

(貸与物品の取扱い)

第9条 借受者は、貸与物品について善良な管理者の注意をもって管理するものとする。

2 借受者は、貸与物品の使用に当たっては、次の各号に掲げる行為を遵守すること。

- (1) 貸与物品を、町教委が認めた家庭学習以外の目的で使用しないこと。
- (2) 貸与物品を、借受者の自宅で使用し、自宅以外で使用しないこと。
- (3) 貸与物品は、町教委の許可があった場合には、学校等での使用ができる。
- (4) 貸与物品のセキュリティの維持に努めること。
- (5) 貸与物品の使用に係るID、パスワード等の情報を他者に漏らさないこと。
- (6) 貸与物品を、他者に使用させ、又は転貸しないこと。
- (7) 貸与物品を、売却、廃棄、又は故意に破損しないこと。
- (8) 貸与物品を利用して、他者に対し損害や悪影響を与えないこと。
- (9) 各学校が別に定める規程等に反する行為を行わないこと。

3 借受者は、町教委から貸与物品の使用及び管理に関し、別途指示があった場合は、その指示に従うこと。

(充電に係る経費)

第10条 貸与物品の充電に係る経費は、借受者の負担とする。

(破損又は紛失の届出)

第11条 借受者は、貸与物品を破損したとき又は貸与物品を紛失したときは、直ちに学習用通信機器破損・紛失届（様式第5号）を町教委に提出しなければならない。

2 前項の場合において、借受者の故意又は重過失に当たると町教委が判断した場合、学習用通信機器の修繕等に係る実費は借受者の負担とする。

(損害賠償)

第12条 借受者は、貸与物品の目的外使用により、町教委に損害を与えたとき又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償する責任を負う。

2 借受者は、貸与物品の目的外使用により、借受者に発生した損害等について、その責任を負う。

(貸与物品の返却)

第13条 借受者は、第6条に規定する貸与期間終了日までに、貸与物品を返却しな

なければならない。

- 2 借受者は、第4条に定める貸与対象者の要件を満たさなくなった場合は、貸与物品を返却しなければならない。
- 3 借受者は、貸与物品を返却する際に、学習用通信機器返却届（様式第6号）を町教委に提出しなければならない。
- 4 借受者は、学習用通信機器の使用差し止め及び返却を命じられた場合は、町教委が別途定める日までに貸与物品を返却しなければならない。
- 5 借受者が、貸与物品の返却ができない場合は、実費を町教委が定めた期日以内に支払うものとする。

（連帯保証）

第14条 借受者の保護者は、この告示に基づき、借受者が負担する一切の債務について連帯して保証する。

（補則）

第15条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

学習用通信機器借受申請書

年 月 日

新宮町教育委員会教育長 様

新宮町立学校学習用通信機器貸与要綱第4条第1項に該当し、家庭学習のため学習用通信機器を借り受けたいので、下記のとおり保護者と連署して申請します。

なお、使用にあたっては、本書裏面の貸与物品の利用条件を承諾した上で、新宮町学習用通信機器貸与要綱の規定を遵守します。

記

1 申請者（利用する児童・生徒）

住 所

(フリガナ)

氏 名

連絡先（電話番号）

注）署名は必ず本人が行ってください。

2 保護者

住 所

(フリガナ)

氏 名

印

連絡先（電話番号）

注）署名・押印は必ず本人が行ってください。

注）申請者と保護者の住所・連絡先が同じ場合は、省略可能です。

3 借受希望の物品及び数量

品名	数量

4 借受を希望する期間

令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

（補則）本書面の個人情報は、その目的を達成するためにのみ使用し、本人の承諾なしに第三者に提供することはありません。

## 貸与物品の利用条件

- 1 本申請により貸与物品を借り受けた者（以下「借受者」という。）は、その貸与を受けた時から貸与物品について保管管理などの義務を負うものとする。
- 2 貸与物品の利用にあたっては、借受者は次に掲げる行為を遵守すること。
  - (1) 貸与物品を、町教委が認めた家庭学習以外の目的で使用しないこと。
  - (2) 貸与物品を、児童・生徒の自宅で使用し、自宅以外で使用しないこと。
  - (3) 貸与物品は、町教委の許可があった場合には、学校等での使用ができる。
  - (4) 貸与物品のセキュリティの維持に努めること。
  - (5) 貸与物品の使用に係る I D、パスワード等の情報を他者に漏らさないこと。
  - (6) 貸与物品を、他者に使用させ、又は転貸しないこと。
  - (7) 貸与物品を、売却、廃棄、又は故意に破損しないこと。
  - (8) 貸与物品を利用して、他者に対し損害や悪影響を与えないこと。
  - (9) 各学校が別に定める規程等に反する行為を行わないこと。
- 3 借受者は、学校から貸与物品の運営管理にあたり別途指示があった場合はその指示に従うものとする。
- 4 貸与物品の充電に係る経費は、借受者の負担とする。
- 5 借受者は貸与物品を破損したとき又は貸与物品を紛失したときは、直ちに学習用通信機器破損・紛失届（様式第5号）を町教委に提出しなければならない。
- 6 借受者は、貸与期間終了日までに、学習用通信機器返却届（様式第6号）を町教委へ提出し、貸与物品を返却しなければならない。なお、貸与期間中であっても、町教委が必要と認める場合は、借受者に貸与物品の返却を命じることができる。
- 7 借受者には、占有権等の一切の権利の帰属はないものとする。
- 8 借受者の保護者は、新宮町学習用通信機器貸与要綱に基づき、借受者が負担する一切の債務について連帯して保証することとする。
- 9 借受者が、貸与物品を破損又は紛失した場合は、貸与物品に係る実費を町教委に弁償する。
- 10 借受者は、貸与対象者の要件である、学校に在籍する児童・生徒、または家庭に有線及び無線によるインターネット環境のない児童・生徒の条件を満たさなくなった場合は、学習用通信機器返却届（様式第6号）を町教委へ提出し、貸与物品を町教委に返却しなければならない。
- 11 その他、貸与物品の利用に際しては、町教委の指示に従うものとする。

学習用通信機器貸与契約書

新宮町教育委員会（以下、甲という。）と\_\_\_\_\_（以下、乙という。）は、甲が貸し与える学習用通信機器、付属品（以下、「貸与物品」という。）の利用に関して、次のとおり合意したので本契約を締結する。

第1条（目的）

甲が貸し与えた貸与物品を、乙が利用するにあたり、本契約を誠実に守ることとする。

第2条（貸与物品の利用条件）

貸与物品の利用にあたっては、裏面の利用条件を遵守する。

第3条（貸与物品の品名・数量）

甲は乙に次の貸与物品を貸し付ける。

品名 モバイルルーター（付属品含む）（管理番号\_\_\_\_\_）、数量\_\_\_\_\_台

第4条（監査）

甲は、必要に応じて、貸与物品の情報を確認することができる。

第5条（罰則）

- 第2条が守られなかったときは、甲は乙に対して貸与物品の利用差し止め及び返却を命じることができる。
- 貸与物品の返却ができない場合は、実費を甲が定めた期日以内に支払うものとする。

第6条（損害賠償）

- 貸与物品の目的外使用により、乙が甲に損害を与えた場合、乙が甲以外の第三者に損害を与えた場合、それを賠償する。
- 貸与物品の目的外使用により、乙に発生した損害等については、乙がその責任を負う。
- 乙が、貸与物品を破損又は紛失した場合は、貸与物品に係る実費を甲に弁償する。

第7条（有効期間）

- 本契約の有効期間は、令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日から令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日までとし、終了時に甲へ貸与物品を返還する。
- 前項の定めに関わらず、甲は本契約を解約することができる。

第8条（協議事項）

本契約書に定めのない事項が生じたとき、甲乙が誠意をもって協議の上、解決する。

以上、本契約の成立の証として、本書を2通作成し、甲乙は署名の上、それぞれ1通を保管する。

令和 年 月 日

甲 新宮町教育委員会教育長 ⑩

乙 住 所 \_\_\_\_\_

保 護 者 氏 名 \_\_\_\_\_ ⑩

（児童生徒氏名） \_\_\_\_\_

連 絡 先 （ 電 話 ） \_\_\_\_\_

## 貸与物品の利用条件

- 1 本契約により貸与物品を借り受けた者（以下「借受者」という。）は、その貸与を受けた時から貸与物品について保管管理などの義務を負うものとする。
- 2 貸与物品の利用にあたっては、借受者は次に掲げる行為を遵守すること。
  - (1) 貸与物品を、町教委が認めた家庭学習以外の目的で使用しないこと。
  - (2) 貸与物品を、児童・生徒の自宅で使用し、自宅以外で使用しないこと。
  - (3) 貸与物品は、町教委の許可があつた場合には、学校等での使用ができる。
  - (4) 貸与物品のセキュリティの維持に努めること。
  - (5) 貸与物品の使用に係るID、パスワード等の情報を他者に漏らさないこと。
  - (6) 貸与物品を、他者に使用させ、又は転貸しないこと。
  - (7) 貸与物品を、売却、廃棄、又は故意に破損しないこと。
  - (8) 貸与物品を利用して、他者に対し損害や悪影響を与えないこと。
  - (9) 各学校が別に定める規程等に反する行為を行わないこと。
- 3 借受者は、学校から貸与物品の運営管理にあたり別途指示があつた場合はその指示に従うものとする。
- 4 貸与物品の充電に係る経費は、借受者の負担とする。
- 5 借受者は貸与物品を破損したとき又は貸与物品を紛失したときは、直ちに学習用通信機器破損・紛失届（様式第5号）を町教委に提出しなければならない。
- 6 借受者は、貸与期間終了日まで、学習用通信機器返却届（様式第6号）を町教委に提出し、貸与物品を返却しなければならない。なお、貸与期間中であっても、町教委が必要と認める場合は、借受者に貸与物品の返却を命じることができる。
- 7 借受者には、占有権等の一切の権利の帰属はないものとする。
- 8 借受者の保護者は、新宮町学習用通信機器貸与要綱に基づき、借受者が負担する一切の債務について連帯して保証することとする。
- 9 借受者が、貸与物品を破損又は紛失した場合は、貸与物品に係る実費を町教委に弁償する。
- 10 借受者は、貸与対象者の要件である、学校に在籍する児童・生徒、または家庭に有線及び無線によるインターネット環境のない児童・生徒の条件を満たさなくなった場合は、学習用通信機器返却届（様式第6号）を町教委に提出し、貸与物品を町教委に返却しなければならない。
- 11 その他、貸与物品の利用に際しては、町教委の指示に従うものとする。

学習用通信機器返却命令通知書

年 月 日

（借受者） 様

新宮町教育委員会教育長

令和 年 月 日に契約締結した学習用通信機器の貸付について、新宮町学習用通信機器貸付要綱第6条第3項及び契約書第5条の規定により、次のとおり返却命令を通知します。

については、返却命令を受けた学習用通信機器を返却期限までに、町教委に返却してください。

項目	内容
返却命令した学習用通信機器の名称及び数量	
返却期限	年 月 日
返却命令の理由	
備考	<ol style="list-style-type: none"><li>貸付物品は、付属品等も含めて返却してください。</li><li>借受期間中に借受者が学習用通信機器に保存した情報は全て削除の上、返却してください。</li><li>返却後、当該物品の損傷等が発覚した場合は、町教委より聴き取りをさせていただきます、理由等によっては損害の賠償を求めることがありますので、あらかじめ御了承ください。</li></ol>



学習用通信機器破損・紛失届

年 月 日

新宮町教育委員会教育長 様

住 所 :

児童生徒氏名 :

保護者氏名 :

借り受けした学習用通信機器について、次のとおり破損・紛失したので届け出ます。

項目	内容
区分	破損 ・ 紛失 (該当項目に○を付けること)
破損・紛失した学習用通信機器の名称及び数量	モバイルルーター 台
破損・紛失年月日	
破損・紛失に至った状況、理由(できるだけ詳細に記載してください)	

注) 紛失の場合は、その旨を警察に届け出たことを証する書面の写し又は相当するものを添付してください。

様式第6号（第13条関係）

学習用通信機器返却届

年 月 日

新宮町教育委員会教育長 様

住 所 :

児童生徒氏名 :

保護者氏名 :

借り受けした学習用通信機器について、次のとおり返却しますので届け出ます。

項目	内容
返却する学習用通信機器の 名称及び数量	モバイルルーター 台（付属品含む）